

事実婚のご夫婦への当院の対応について

不妊治療を受けるにあたり、下記①～③を提出いただくことで、当院が対応可能な「事実婚」のご夫婦とみなします。

- ①それぞれの、**3カ月以内に役所が発行した戸籍**により重婚でないことを確認。
- ②**世帯全員分の住民票**により、同一世帯であることを確認
*住民票に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載があれば同一世帯の証明となります。
同一住所に登録されていても、両者が「世帯主」となっている場合は別世帯となります。
- ③「**事実婚関係に関する申立書**」により、不妊治療により出生した子どもについて認知する意向があることの確認

上記①～③の状態が治療前から治療後まで継続していることを確認するため、治療開始前の提出のみでなく、治療中にも書類の再提出などをお願いする場合があります。